



門真四中だより

「つながる」「わかる」「切り拓く」

令和5(2023)年9月7日
第32号
編集・発行：校長 上甲 尚

交通安全教室を行いました



5日(火)の6時間目、門真警察署の担当の方にお越しいただき、「交通安全教室」をオンラインで行いました。特に自転車に乗る際のルール、マナー等について、ビデオを見せてもらいながらお話していただきました。

自転車は道路交通法で「軽車両」に位置づけられています。車道では原則左側を通行する、交差点では信号を守り、一時停止して安全確認する、夜間はライトを点灯する、ヘルメットを着用する(努力義務)などのルールがあります。絶対にスマホを触りながら運転したりしてはいけません。事故に巻き込まれないよう、事故を起こさないよう、気をつけていきましょう。

相手の気持ちをおもんばかりの感性



A、B、C、Dさんの女子4人組はとても仲良しで、いつも一緒に行動していました。カバンにはおそろいのキーホルダーを付けていました。ある日、AさんはBさんから人気タレントの写真集を借りました。Bさんは、そのタレントの大ファンでした。

ところが、Aさんはその写真集をなかなか返しません。数日後、やっとAさんから写真集を返してもらったBさんは、その写真集に折れ目がついていることに気がきました。

Bさんは内心ムツとしましたが、Aさんには直接何も言いませんでした。代わりに、C、Dさんにそのことを話しました。2人は「Aさんはひどい!Bさんがかわいそうだ!」と怒りました。

その日から、B、C、DさんはAさんと距離を置くようになりました。お昼ご飯を3人だけで先に食べ始めたり、教室移動のときにAさんだけ置いて行ったり、休日に3人で遊んだ話を誘われていないAさんの前でしたりするようになりました。

ある日、Aさんは、4人がおそろいで付けていたキーホルダーが3人のカバンからなくなり、代わりにAさんが見たことのない新しいキーホルダーが付いていることに気がきました。また、4人のグループLINEでも無視されるようになりました。

Aさんは、学校に居場所がないと感じ、辛く、悲しい気持ちになり、学校に行きたくないと思うようになり、やがて学校にまったく行けなくなりました。

皆さんはこれを読んで、どう思いますか。Bさんの行動はどうなのでしょう。C、Dさんもどうすればよかったのでしょうか。学校に行けなくなったAさんのことはどうすればいいのでしょうか。考えてみてください。

◎クラブ頑張りました!(テニス部の皆さん、紹介が遅くなってごめんなさい)

・女子テニス部 7/23 夏季門真大会

優勝 四中A ○○○○さん(3-3)、○○○○さん(3-2)、○○○○さん(2-2)
○○○○さん(2-2)、○○○○さん(3-3)、○○○○さん(3-3)
○○○○さん(3-1)、○○○○さん(3-1)

8/27 門真市審判講習大会

優勝 ○○○○さん(2-2)、○○○○さん(2-2)ペア
準優勝 ○○○○さん(2-3)、○○○○さん(2-1)ペア
第3位 ○○○○さん(2-3)、○○○○さん(2-1)ペア
第5位 ○○○○さん(2-3)、○○○○さん(2-1)ペア

・男子テニス部 8/27 門真市審判講習大会

優勝 ○○○○さん(2-3)、○○○○さん(1-3)ペア
第3位 ○○○○さん(2-3)、○○○○さん(2-3)ペア



自転車安全利用五則 が変わりました!

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



【自転車事故の高額賠償例】(実際の裁判の判例です)

- 男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性(60歳)が運転する自転車と衝突。女性が頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。⇒3,138万円
- 男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突。女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。⇒3,124万円
- 女子中学生が夜間、スマホを操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性(57歳)と衝突。女性には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。⇒5,000万円